

災害派遣手当に関する規則をここに公布する。

平成30年9月26日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第26号

災害派遣手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）第27条の2の規定に基づき、災害派遣手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当の額)

第2条 総社市職員給与条例第27条の2第2項の規則で定める額は、滞在する期間及び施設の利用区分に応じ、別表に掲げる額とする。

(手当の支給)

第3条 手当は、職員が本市の区域内に到着した日から出発する日の前日までの間について支給する。

2 手当は、その月分のものを翌月における給料の支給日に支給する。ただし、計数整理等のため、その日までに支給することができないときは、その日後において、支給することができる。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

施設の利用区分 滞在する期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設	その他の施設
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円